

企画競争説明書

業務名称： イラン国災害強靱性を高めるためのテヘラン市
及び地方防災計画策定能力向上プロジェクト

調達管理番号： 21a00870

【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3章 特記仕様書案
- 第4章 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」
とさせていただきます。
詳細については「第1章 8. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2021年12月1日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3章「特記仕様書案」、第4章「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1章 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2021年12月1日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：イラン国災害強靭性を高めるためのテヘラン市及び地方防災計画策定能力向上プロジェクト

(2) 業務内容：「第3章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

() 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、見積書において、消費税を加算して積算してください。

(○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結することとし、当該契約については消費税課税取引と整理します。ただし、最終見積書においては、消費税を加算せずに積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2022年3月 ～ 2025年3月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回(契約締結後) : 契約金額の13%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降) : 契約金額の13%を限度とする。
- 3) 第3回(契約締結後25ヶ月以降) : 契約金額の13%を限度とする。

4 窓口

【選定手続き窓口】

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先 : outm1@jica.go.jp

担当者 : 【大垣内、Ogaito.Ayumi@jica.go.jp】

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

地球環境部 防災グループ 防災第二チーム

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同じ。)となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

- 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。
- 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者
具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。
- 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者
具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。
- ⑤

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま
す。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR(Terms of Reference) を実質的に作
成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の
対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反
が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企
業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

「防災計画の立案・更新によるテヘラン市災害対応能力強化プロジェクト詳細計
画策定調査（評価分析）」（調達管理番号：170789）の受注者（寺尾 豊光氏）

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の
者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定
する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認する
ことがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作
成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全て
の社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託
契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いた
だく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格
要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、当機構ウェブサイトの手順に則り依頼ください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>)

- ・ 第4章 業務実施上の条件に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程（2021年4月1日版）」及び「情報セキュリティ管理細則（2021年3月31日版）」

「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程（2021年4月1日版）」及び「情報セキュリティ管理細則（2021年3月31日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを指示します。

7 説明書に対する質問

- (1) 質問提出期限：2021年12月20日 12時
- (2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」（電子メール宛先及び担当者）
注1）原則、電子メールによる送付としてください。
注2）電子メール件名に「【質問】調達管理番号_案件名」を記載ください。
注3）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。
- (3) 回答方法：2021年12月24日までに当機構ウェブサイト上にて行います。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8 プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限：2022年1月7日 12時
- (2) 提出方法：

プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーションを実施する場合のみ）を、電子データ（PDF）での提出とします。上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）

なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2021年10月13日版）」を参照願います。以下にご留意ください。

 - 1) プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
 - 2) 本見積書と別見積書はGIGAPOD 内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出が

できなくなりますので、ご注意ください。

(3) 提出先：

1) プロポーザル及びプレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーションを実施する場合のみ）

「当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書：

宛先：e-koji@jica.go.jp

件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書

〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕

本文：特段の指定なし

添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」

※見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

(4) 提出書類：

1) プロポーザル・見積書

2) プレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーション実施する場合のみ）

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費（航空賃）
 - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
 - e) その他（以下に記載の経費）
 - ・本邦研修に係る経費

- ・ハザード・リスク評価情報収集に係る現地再委託経費
 - ・防災法制度・計画にかかる情報収集に係る現地再委託経費
 - ・C/Pの第三国への出張旅費
- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。
特になし
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
- a) 現地通貨 (IRR 1) = 0.000494 円
 - b) US\$ 1 = 113.844 円
 - c) EUR 1 = 132.164 円
- 5) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等は見積書に計上しないでください。
契約交渉の段階で確認致します。
- 6) その他留意事項
特になし

9 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者／総合防災
- b) 防災計画（地震）

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 15.50 人月

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件は、業務管理グループの適用対象案件ではありませんので、「若手育成加点」は適用されません。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最

低見積価格との差に応じた価格点を加算します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) \div \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

10 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2022年2月4日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

* ④、⑤は該当する場合のみ

また、評価結果の順位が第1位にならなかった競争参加者については、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（[e-propo@jica.go.jp](mailto:propo@jica.go.jp)）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注）新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についての説明をご依頼ください。

1.1 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>）

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

（1）一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1）公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2）公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3）情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

（2）関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

1.2 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

（1）反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

（2）個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.3 その他留意事項

（1）配付・貸与資料

当機構が配付・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

（2）プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

（3）プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

（4）プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除しま

す。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：防災計画策定にかかる各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者の配置）の適用を認めません。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者／総合防災

➤ 防災計画（地震）

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／総合防災）】

a) 類似業務経験の分野：総合防災にかかる各種業務

b) 対象国・地域又は類似地域：イラン国及びその他全途上国

c) 語学能力：英語

d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 防災計画（地震）】

- a) 類似業務経験の分野：防災計画（地震）にかかる各種業務
- b) 対象国・地域又は類似地域：イラン国及びその他全途上国
- c) 語学能力：英語

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添

付してください。

3 プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話によるプレゼンテーションとする可能性があります。詳細につきましては、あらためてご連絡いたします。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)
(1) 類似業務の経験	6
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4
2. 業務の実施方針等	(40)
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18
(3) 要員計画等の妥当性	4
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	—
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)
(1) 業務主任者の経験・能力	(34)
	業務主任者のみ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／総合防災</u>	(27)
ア) 類似業務の経験	10
イ) 対象国・地域での業務経験	3
ウ) 語学力	5
エ) 業務主任者等としての経験	5
オ) その他学位、資格等	4
② 業務管理体制、プレゼンテーション	(7)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	7
イ) 業務管理体制	—
(2) 業務従事者の経験・能力：<u>防災計画（地震）</u>	(16)
ア) 類似業務の経験	8
イ) 対象国・地域での業務経験	2
ウ) 語学力	3
エ) その他学位、資格等	3

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

1. 実施時期：2022年1月14日（金） 10:00～12:00
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
2. 実施方法：新型コロナウイルス感染拡大防止のため、Microsoft-Teams による実施を基本とします。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。その際に、接続に不具合が生じる可能性がある場合は、電話会議などに方法の調整をいたしますので申し出てください。
 - (1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
 - (2) 使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
 - a) Microsoft-Teams を使用する会議
競争参加者が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのMicrosoft-Teams の音声機能によるプレゼンテーションです。（Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、（システムが不安定になる可能性があることから）認めません。）指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。
 - b) 電話会議
通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

注) 当機構在外事務所及び国内機関の JICA-Net の使用は認めません。

以 上

第3章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「イラン国災害強靱性を高めるためのテヘラン市及び地方防災計画策定能力向上プロジェクト」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 プロジェクトの背景

イランの自然災害は地震、洪水、暴風、地すべり、干ばつが主であり、1900年から2017年10月までで14万人以上の死者（EM-DAT（The Emergency Events Database、Louvainカソリック大学））を数え、首都テヘランをはじめ、タブリーズ、マンジール、カズビン、ケルマーンシャー等の大都市で被害が生じている。特に地震災害が頻繁に発生しており、1978年のタバス地震（犠牲者数約2.5万人）、1990年のマンジール地震（同約4万人）、2003年のバム地震（同約4.3万人、M5.6、地域の80%以上の家屋が倒壊し10万人が家を失った）など10数年毎に数万人単位の犠牲者を出している。

地震被害の削減に向け、首都テヘラン（人口1,326万人（2016年、イラン統計センター））においてテヘラン市災害減災管理機構（Tehran Disaster Mitigation and Management Organization, TDMMO）を対象に、発注者は1999年の「大テヘラン圏地震マイクロゾーニング調査」にて想定される地震被害を調査し、2002年に「大テヘラン圏総合地震防災及び管理計画調査」により防災計画を策定のうえ、15の優先プロジェクトを選定した。さらには、2003年のバム地震の対応を踏まえ、2007年に「地震後72時間緊急対応計画構築プロジェクト」、また2012年の「テヘラン地震災害軽減プロジェクト」においては前述の優先プロジェクトの一部を実施するなど、継続的に協力を行ってきた。

2015年の仙台防災枠組の採択を踏まえ、防災の主流化を促進するため、国の中央防災機関の果たす役割が重要視されるようになってきている。イラン国の中央防災機関として、大統領を議長とする国家災害最高評議会が組織されており、その事務局を内務省国家災害管理機構（National Disaster Management Organization, NDMO）が担っている。NDMOは2008年に設立された新しい組織であり、職員は約200名でその能力はまだ十分ではないとされている。

各市の防災を統轄するのは内務省都市地方管理機構（Municipality and Rural Management Organization, MRMO）であり、イランの31州にある1,240市を直接監督している（但し、首都テヘラン市は市長が閣僚級でありMRMOの直接の配下にはない）。また、テヘラン市の防災対策を所管するのは、2004年に改組設立されたTDMMO（職員は約400人）である。発注者の1999年からの協力を通じ、災害後の救援活動（レスポンス）のみならず、他機関と協力しながら事前の耐震対策や発災前

の準備活動も担っており、災害対応時のオペレーションセンターも含め、イラン国内の防災機関では一番の実力を備え、他市への指導も実施している。

現状、テヘラン市域の拡大や新たな建築物の建設による地震災害に対するリスクの高まりを踏まえ、発注者の協力で2004年に策定したテヘラン市の地震防災マスタープラン（以下、「地震防災MP」）（目標年2015年）を更新する必要がある。同時に、中央防災機関であるNDMOの果たすべき役割を明確化し、全国の市の防災計画の策定や防災への事前投資を促進するため、MRMOやTDMMO、住宅都市開発省（Ministry of Road and Urban Development, MRUD）等の関係省庁との調整能力を向上させ、将来の地震による被害を軽減させることが喫緊の課題である。

本プロジェクトは、テヘラン市の地震防災MPの目標年が2015年であることから、市域の拡大等最新の状況を踏まえたリスク評価を実施のうえ、同MPの更新を行い、事前の地震防災投資の実施促進を支援するものである。さらには、中央防災機関であるNDMOの役割の明確化を通じ、関係省庁と連携した防災施策の実現に寄与していくことを目指す。また、これらプロジェクトの活動は、仙台防災枠組のターゲット（e）地方防災計画の策定のみならず、ターゲット（a）～（d）の人的被害や経済被害の削減に資するものである。

発注者は、2017年12月に詳細計画策定調査を実施し、その結果をもとにTDMMOとの間でプロジェクトの詳細を記載したRecord of Discussions（以下、「R/D」）案を添付したMinute of Meetings（M/M）を締結した。また、2020年11月に再度TDMMOと協議を実施し、2017年12月のM/M時点からプロジェクトの内容に変更がないことを確認している。

第3条 プロジェクトの概要

（1）プロジェクト名

災害強靱性を高めるためのテヘラン市地方防災計画策定能力向上プロジェクト

（2）プロジェクトの目的

本プロジェクトは、テヘラン市による地震防災MP（2004年～2015年）の改定、地震情報共有体制の構築、及び仙台防災枠組実施モニタリング体制の構築と、これら三つの分野にかかる技術支援を行うことにより、テヘラン市及び関係機関の防災対策実施能力の強化に貢献するものである。また併せて、同市の経験を普及することを通じて、他の地方行政機関による地方防災計画作成の促進を目指す。

（3）上位目標

テヘラン市災害減災管理機構（TDMMO）と関連組織において仙台防災枠組に基づく災害リスク軽減の取り組みが推進される。

（4）プロジェクト目標

テヘラン市災害減災管理機構（TDMMO）と関連組織の防災対策実施能力が強化される。

（5）期待される成果

成果1：TDMMOによりテヘラン市防災計画（目標年：2030年）が改定され、かつ市防災計画策定のためのガイドラインが作成され、全国普及に供することが可

能となる。

成果2：減災のため地震情報を共有する能力が改善される。

成果3：仙台防災枠組の指標モニタリング方法がTDMMOにより開発され、全国普及に供することが可能となる。

(6) 活動の概要

- 1-1. テヘラン市防災計画、洪水分野防災計画がレビューされ、実施済みの防災対策を評価する。
- 1-2. テヘラン市防災計画改定のための関連データ、情報を収集し、分析する。
- 1-3. テヘラン市防災計画改定のために、地震及び洪水リスクに係る評価手法を確立し、適用する。
- 1-4. テヘラン市における国による防災対策（構造物対策主体）を把握し、残余リスクを明確にする
- 1-5. テヘラン市防災計画（災害リスク軽減策、優先施策の設定、予算措置の確保推進を含む）を改定する。
- 1-6. 防災施策の進捗評価手法を開発する。
- 1-7. テヘラン市防災計画を定期的に改定し、施策を見直す予定年次を計画するための手法を開発する。
- 1-8. テヘラン市でのリスク評価手法及び市防災計画を活用し、テヘラン市下の区及び他の地方行政機関のための市防災計画策定ガイドラインを作成する。
- 1-9. 作成した市防災計画ガイドラインの普及のため、全国を対象にワークショップを開催する。
- 2-1. 既存地震情報システムの現状と計画をレビューし、テヘランに適用できるよう変更を図る。
- 2-2. 情報使用者の範囲、伝達情報の内容、伝達方法を検討する。
- 2-3. 有効性を高めるため既存地震情報の体制を評価し統合する。
- 2-4. 地震情報体制が構築され目的の情報使用者への提供を可能とする。
- 2-5. 住民啓発パンフレットを作成し、啓発活動を実施する。
- 2-6. 一連のセミナー及びワークショップを実施する。
- 3-1. 国連防災機関（UNDRR）のガイドラインに沿って、テヘラン市におけるモニタリングの範囲と方法を検討する。
- 3-2. 仙台防災枠組の実施をモニタリングするために必要な情報を特定し、フォーマットとして整理する。
- 3-3. 活動1-1の結果及び他の情報源を活用し仙台防災枠組に照らし合わせてテヘラン市の関連施策全ての進捗を活動3-2のフォーマットに要約する。
- 3-4. 以上で開発されたモニタリング手法をNDMOと共有する。また必要に応じて改定する。
- 3-5. 災害発生後の損失損害情報に係るデータ収集及び評価の手法を開発する。

(7) 対象地域

テヘラン市 22 区（730 km²）

(8) 関係官庁・機関

- 1) カウンターパート（以下「C/P」）： テヘラン市災害減災管理機構（TDMMO）

2) 関係官庁・機関： 内務省国家災害管理機構（NDMO）、内務省都市地方管理機構（MRMO）、大統領府計画予算機構（Plan and Budget Organization, PBO）、エネルギー省（Ministry of Energy）、テヘラン市災害管理評議会（Tehran Disaster Management Coordinating Council）、イラン地震学センター（Iranian seismological Center）、イラン国際地震工学研究所（International Institute of Earthquake Engineering and Seismology, IIEES）、テヘラン市ガス会社（Tehran Province Gas Company, TPGC）

（9） プロジェクト期間

2022年3月～2025年3月を予定（計36か月）¹

第4条 業務の目的

「災害強靱性を高めるためのテヘラン市地方防災計画策定能力向上プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係るR/Dに基づき業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

第5条 業務の範囲

- （1） 本業務は、発注者と TDMMO との間で **2021年12月に締結予定**の R/D に基づいて実施される「災害強靱性を高めるためのテヘラン市地方防災計画策定能力向上プロジェクト」において、「第4条 業務の目的」を達成するため、「第7条 業務の内容」に示す事項を実施することである。併せて受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、発注者に提言を行うことが求められる。
- （2） また、受注者は本業務にあたり、プロジェクトの目的がイラン国側関係者の能力向上であることに留意し、「第6条 実施方針及び留意事項」に十分配慮して業務を実施することが求められる。
- （3） 受注者は本業務の進捗に応じて「第8条 報告書等」に示す報告書等を作成し、イラン国側関係者に説明・協議のうえ提出する。

第6条 実施方針及び留意事項

（1） 国際、地域枠組及び国家政策の達成への貢献

本プロジェクトの枠組は、持続可能な開発及び防災に関する国際枠組、そしてそれらに基づくイランの国家政策や計画に準じており、それらの達成促進に寄与するものである。

イランでは、2003年に「自然災害影響の軽減に関する国家委員会基本法」が大統領により公布され、自然災害への対策を重視しており、テヘラン市はその首都機能の重要性と地震に対する脆弱性に鑑み、重点的な対策がなされてきている。

テヘラン市では、発注者の技術協力が基礎となって、2003年に策定された地震防災MPが防災計画の基本計画の位置付けとなっている。本プロジェクトは、同地震防災MPの目標年が2015年であることから、市域の拡大等最新の状況を踏まえたりス

¹ COVID-19の影響を踏まえ、受注者決定後に実際の開始時期、協力期間、進め方（最初は遠隔での実施等）についてイラン側と改めて協議し合意する予定である。

ク評価を実施のうえ、同 MP の更新を行い、事前の地震防災投資の実施促進を支援するものである。さらには、中央防災機関である NDMO の役割の明確化を通じ、関係省庁と連携した防災施策の実現に寄与していくことを目指している。

また、これらプロジェクトの活動を通じ、仙台防災枠組のターゲット (e) 地方防災計画の策定、のみならず、ターゲット (a) ~ (d) の人的被害や経済被害の削減に資することが期待される。よって、受注者はこれらの関連枠組及び政策等の内容や最新動向について十分に理解し、業務計画やワークプランがそれらに沿った内容にするとともに、活動を実施する際も常に留意する。

(2) プロジェクトの実施体制

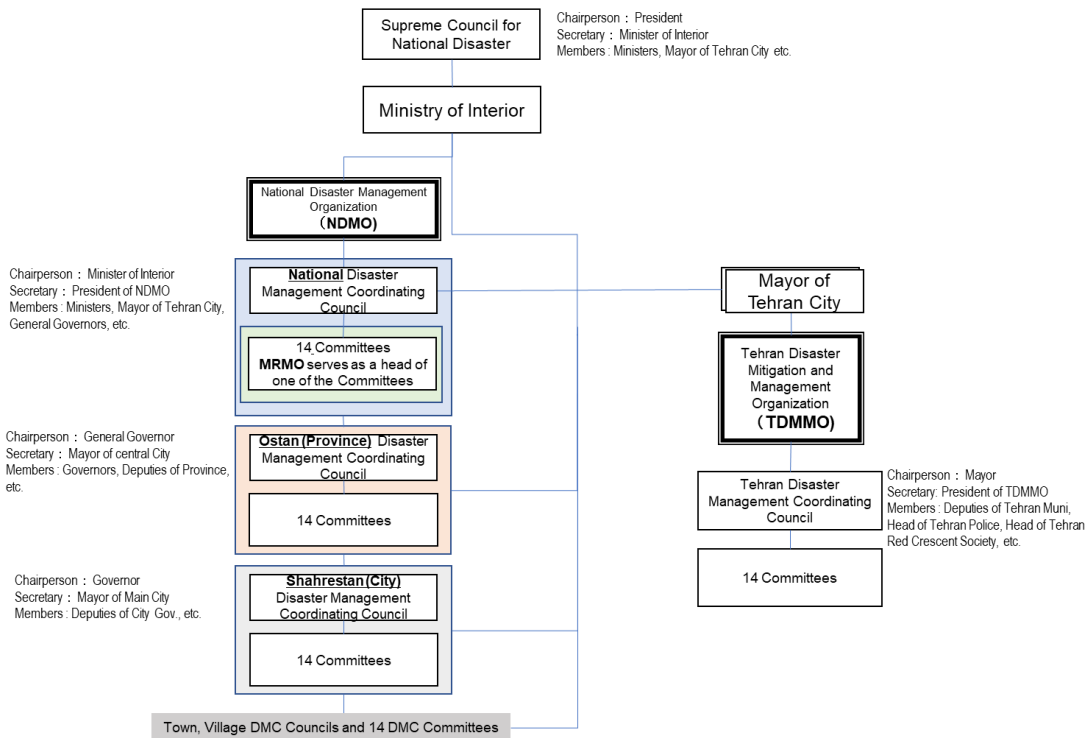
① イラン側の連携体制の構築とオーナーシップ醸成

本プロジェクトの C/P は TDMMO、主な活動地はテヘラン市であるが、市防災計画のためのガイドラインや仙台防災枠組の指標モニタリング方法の全国普及も目指す。そのためには、関係機関との連携が重要であり、特に、イラン国全国各市の防災を統轄する内務省都市地方管理機構 (MRMO) と、中央防災機関である内務省国家災害管理機構 (NDMO) との連携が不可欠である。TDMMO、MRMO、NDMO が連携してプロジェクトを実施できるよう、受注者はプロジェクト期間を通じて積極的に TDMMO 及び関係機関に対して働きかけを行う。また、自立発展性を確保するためには、TDMMO、MRMO、NDMO のオーナーシップが重要となることから、受注者は、イラン側のオーナーシップを尊重し、プロジェクト終了後も活動を発展・展開できるよう十分意識・工夫する。

② NDMO、MRMO の関与と留意事項

本プロジェクトでは、TDMMO が中心となり実施するが、国の機関である NDMO や MRMO も巻き込んで実施していくこととなる。図 1 はイランの防災にかかる組織体制を示している。最上位に大統領を議長、内務大臣を Secretary とする最高評議会 (Supreme Council for National Disaster) が置かれている。その下に内務大臣、NDMO が置かれ、国家災害管理評議会 (National Disaster Management Coordinating Council) が置かれている。テヘラン市長は最高評議会のメンバーであるとともに国家災害管理評議会のメンバーでもある。この評議会の下に 14 の専門コミティーが置かれており、MRMO はこのうち一つの専門コミティーの長を務めている。

図1 イランの防災に係る組織体制（2017年12月詳細計画策定調査報告書）



NDMO は内務省内に設置された国家の機関であるが、テヘラン市長直下である TDMMO よりも設立後の歴史が短い。また、MRMO は、NDMO と同じ内務省に設置されており内務省内での建制レベルは同格ではあるものの、防災について、MRMO は NDMO の指揮下に入っている。こうした3者（NDMO、MRMO、TDMMO）の関係には十分配慮する必要がある。国と地方自治体というパワーバランスの関係もあり、関係が崩れるとプロジェクトの実施に大きな影響を受けることになる。また、多くの関係機関が合同調整委員会（Joint Coordinating Committee。以下「JCC」）やワーキンググループで関与していくことから、実施体制の構築には十分配慮してプロジェクト活動を実施する必要がある。実施体制の構築に際しては、防災関連法の規定に留意し、どの組織が所掌するのか（実施なのか指導するのか）の区別も明確化すること。

また、NDMO には中央防災機関として、仙台防災枠組の指標モニタリングに積極的に関与するよう、働きかけを行うことに留意する。なお、本プロジェクトの詳細計画策定調査において、NDMO に対し、成果3「仙台防災枠組の指標モニタリング方法が TDMMO により開発され、全国普及に供することが可能となる」に関して、ワーキンググループのリーダーと位置付けたいとの申し入れを行った経緯がある。イラン国内の事情（中央と地方組織の関係性）から、NDMO はワーキンググループのメンバーとして参加し、テヘラン市にて構築する仕組みをイラン国内へ展開することで、間接的な関与を確保するということで合意を得ている。本プロジェクトにおいては、TDMMO とのパワーバランスに留意しつつ、NDMO による積極的な関与を期待する。

（3）情報・データ収集・更新について

TDMMO とは、本プロジェクトの活動に必要な情報の提供について、詳細計画策定調査時に合意している。しかし、必要な情報・データの中には、他の組織から入手する必要があるものが含まれており、情報・データ提供の必要性・重要性を関係機関にも説明して理解を得る必要がある。特に、研究機関（イラン地震学センター、IIEES、MRUD 傘下の Roads, Housing and Urban Planning Research Center (BHRC)) 等

において、関連する技術情報、統計情報が集積していると考えられるため、プロジェクト開始の段階から働きかけを行うことが肝要である。情報・データ提供が不十分な場合には、発注者からも働きかけを行うことを想定している。情報・データの項目や精度が不足する場合などは、必要に応じて本プロジェクトの目指す成果レベルや活動の実施方法について先方と協議し、柔軟に調整する。

（４）先行案件・関連案件の知見・人脈の活用

発注者は、1999年の開発調査を皮切りに、2002年の「大テヘラン圏総合地震防災及び管理計画調査」から、2012年の「テヘラン地震災害軽減プロジェクト」まで、継続的に対テヘラン市の防災協力を実施してきている。本プロジェクトではこれらを含む、発注者がこれまで実施してきた防災関連の案件の知見や人的資源・関係を十分に活用しプロジェクトを実施する。

また、2017年～2019年度にかけては、イランを対象に国別研修「地方自治体における防災能力向上」を実施しており、MRMOを中心にTDMMOやNDMO、大都市防災担当者が参画している。地方防災計画策定の水平展開を行うべく、本プロジェクトとの連携が期待される。また、2022年度より、上記国別研修の後続案件が実施される予定であり、当該研修員との連携も期待される。加えて2022年度よりイラン道路都市開発省をC/Pとする個別専門家「歴史的地区における地震に対する社会的強靱性向上」を派遣する予定であり、同専門家との連携も行う²。

（５）供与機材とイラン側の予算措置

本プロジェクトでは、イラン側の経済レベルや経済制裁の影響も考慮し、供与機材は想定しない。そのため、イラン側が負担する活動経費の比重が高くなってはいるが、テヘランの災害対策は政策的なプライオリティが高いことや、TDMMOの現在の予算確保の状況から、今後の活動に必要な経費は十分確保可能と考えられる。しかしながら、新たに参画し予算措置が必要となるNDMO、MRMOに対しては予算要求や配分のスケジュール（イランの予算年度は3月21日から始まる）も考慮しつつ、必要な予算を確実に確保できるよう必要な支援を行う。

（６）対象となる災害種

イランでは地震と洪水が主な災害種であることから、本プロジェクトにおいては、地震と洪水を主たる災害種とする。他の災害種については、必要に応じて、防災計画策定に係る目的で、必要な助言を行うこととする。なお、テヘラン市における洪水はフラッシュフラッドが主となっている。

（７）水平展開を意識したガイドライン策定

テヘラン市は、イランの首都として防災においても特殊な位置づけにあり、国の実施する構造物対策等の大半を担っている。他のメガシティと比較してもより多くの分野の対策が実施されていることから、テヘラン市の下の区のレベルで実施する災害対策の範囲について、イランの他都市と類似性がみられる。

よって、本プロジェクトでは、区のレベルの地方防災計画策定ガイドラインをTDMMOが策定する。その後、MRMO及び他都市の防災担当等からのインプットを通じて、他都市でも活用できる地方防災計画策定ガイドラインとして汎用性を持たせ

² 先行及び既存案件の成果の活用について、具体的な案がある場合には、プロポーザルにて積極的に提案すること。

たガイドラインを策定し、テヘラン市の下の区及びテヘラン市以外の都市への水平展開を図る。なお、上記（４）に記載されている国別研修等による技術支援を受けて、地方防災計画の策定が進められている都市もある。それら計画の内容や策定手順についてレビューし、継続すべき点やイランの制度における策定方法を学んだ上で、本プロジェクトからの提案を行う。

上述の対象災害種としては、メインは地震を想定している。地震分野の対策としては、重要構造物の耐震化の優先順位付けや、土地利用規制、緊急輸送道路指定等が挙げられ、これらの計画策定のガイドラインはある程度他地域への一般化が可能であると考えられる。一方、洪水については、前述の通り、テヘラン市における洪水はフラッシュフラッドが主であり、同市の事例を参考として作成された地方防災計画ガイドラインの全国展開（特に外水氾濫が主となる自治体）には限界があると考えられる。については、フラッシュフラッドを主とする自治体における洪水対策のガイドラインを示すにとどまることが想定される。テヘラン市内各区の地方防災計画を、中央防災機関である NDMO、全国自治体を統括する MRMO に引き渡し、他地域で発生している災害種については、別途イラン側が主体となって検討するような体制を構築する。

（８）パイロット区及び市の設定

本プロジェクトの活動 1－8 において策定された地方防災計画策定ガイドラインを活用し、テヘラン市下の区レベル及びテヘラン市以外の市での地方防災計画策定が想定されている。このうち、パイロット区での計画策定は、TDMMO が主体的に指導することになっている。パイロット区での円滑な計画策定のため、受注者はプロジェクトの最初の段階で、TDMMO によるパイロット区の選定が適切に行われるよう、助言を行う。また、実際の区での計画策定時には、TDMMO による区への計画策定に対する指導について、適宜支援を行う。

また、テヘラン市以外の市における市防災計画策定は、上記ガイドラインと活動 1－9 のワークショップを踏まえて、当該市が自発的に策定することが期待される。プロジェクト終了時まで市防災計画の策定がなされる可能性が高い市についても、プロジェクトの最初の段階で見当をつけ、働きかけを行う。この市の選定に際しては、国別研修「地方自治体における防災能力向上」の研修員のネットワークを活用する。

（９）地方防災計画に基づく防災投資の促進

本プロジェクトでは、地方防災計画の策定のみが目的ではなく、その計画の実行・実施を通じた防災投資の促進も期待される。活動 1－5 のテヘラン市防災計画の改定の中で、優先施策の設定及び予算措置の確保推進が含まれている。優先施策の設定に際しては、TDMMO 及び必要に応じて関係機関と協議の上、行政部門が優先的に取り組むべき事前防災投資（重要インフラの耐震化）を重点的に設定する。事前防災投資を進める関係機関として、学校や病院、橋梁や高架橋・道路の耐震化、その他インフラの耐震化等を進める各省庁、公共事業、都市計画部門との連携が肝要である。計画を実行に移すための取り組みを検討し、イランの社会に即した形を C/P と検討する。テヘラン市における事前投資の制度・枠組を推進するのは TDMMO であるため、事前投資にかかる計画の策定のノウハウだけではなく、事前投資を推進する意識や重要性の認識を高めることが重要である。については、事前投資に関して、参考にするべき日本の事例について、単にその紹介ではなく、その制度やイニシアティブの構築に至る過程・努力・議論を紹介し、その意識・意思を高める仕掛けづくりを行う。

また、上記（５）に記載の予算措置にかかる留意事項についても留意しつつ、TDMMO による地方防災計画の実施に向けた支援を行う。特に、活動計画を策定する際には、

イランの会計年度を考慮して、計画実施のための予算獲得に向けた活動スケジュールを策定する。

なお、プロジェクトの中で最も重要なことは、首都であるテヘラン市において、都市の強靱化を図ることである。防災関係機関においては、早期警報等、成果が見えやすく、一般市民にも広く認識されやすい事業が好まれる傾向があるが、あくまで都市の強靱化が主たる目的であることから、成果2（地震情報システム）は日本からの協力の主ではないことを、折に触れて C/P と認識を共有する必要がある。

（10）プロジェクトの事業管理・評価・モニタリング

① プロジェクトの柔軟性の確保

技術協力においては、事業の進捗そのものが新たな価値創造のプロセスである。そのため、受注者は事業成果の発現に向け、先方実施機関及び発注者 JICA と協同で創意工夫して事業の進捗の促進に向けた取組を行うことが基本となる。よって、これらのプロセスの中からプロジェクトの促進及び阻害に係る要因を特定し、これらを教訓として組織として共有することが求められる。

また、イランで地震や大雨による洪水等の災害が発生した場合、TDMMO、NDMO、MRMO とともに応急対応に従事し、プロジェクト活動が予定どおり実施できない可能性がある。このような災害発生時には、災害への対応を優先させつつ、柔軟に計画変更を行うとともに、各機関の対応、関係機関との調整、地方及びコミュニティレベルにおける実際の行動を検証し、教訓を得て、イランにおける防災上の課題を明確にする機会として活用し、プロジェクト活動に反映させる。

受注者は、プロジェクトの方向性について適宜発注者に提言を行い、発注者はこれら提言を検討し、イラン側 C/P 機関との合意文書の変更、契約の変更等、必要な対応をとる。

② Monitoring Sheet の作成・活用

本プロジェクトでは、受注者及び C/P による定期モニタリングを実施する。定期モニタリングに際しては、所定の Monitoring Sheet 様式を用いて、派遣前の事前打ち合わせにて Ver. 1（案）を JICA と確認し、その後第 1 回 JCC 時に C/P と協議を行い、合意する。

案件開始後は、6 か月ごとの定期的なモニタリング（PDM 達成状況、PO 進捗、実施上の課題の確認、等）を C/P と合同で行い、JICA イラン事務所に提出する。Monitoring Sheet に定められる項目には、活動報告のみならず、成果の発現状況（上位目標の達成見込みを含む）解決すべき実施上の課題、懸案事項及びプロジェクトの進捗及び成果に正負の影響を及ぼす外部要素、他ドナーの防災関連事業の進捗状況を含む。

③ JCC への協力

本プロジェクトでは、活動スケジュール、投入スケジュール、C/P の配置等について協議する JCC を、少なくとも年に 1 回は実施することが R/D 本文に記載されている。

JCC は日本・イラン双方のプロジェクト関係者との進捗及び今後の計画について協議する場であることから、上記「②Monitoring Sheet」を JCC の基本文書として活用する。受注者は JCC の開催に際し、基礎資料として既の実施した業務に関連して作成した資料等や活動結果を整理、C/P や発注者へ提供する、JCC の Minute of Meeting 案のドラフトを作成するとともに、C/P による準備が円滑になされるよう状況の確認

及び支援を行う。

④ 日常的モニタリングへの協力

事業実施中の日常的な進捗確認は、受注者がイラン側関係者と一緒に議論し、必要に応じて発注者へ報告相談を行う。

発注者は、以下の場合において運営指導調査を適宜実施する予定である。

- (ア) プロジェクト開始時、開始後 24 か月頃及び終了時
- (イ) プロジェクトの計画の見直しが必要な場合
- (ウ) 実施運営上の問題が発生している場合

調査の実施に際し、受注者は、その基礎資料としてすでに実施した業務において作成した資料などを整理、提供するとともに、現地調査において必要な支援を行う。

⑤ イラン滞在期間の確保

過去の類似案件において、専門家の相手国不在期間中に C/P によるプロジェクト活動が停滞する傾向にあったことから、各成果の中核となる専門家の現地作業期間を十分に確保し、現地活動を調整することにより、プロジェクトのほぼ全期間（長期休暇期間等を除く）を通じて、中核となる専門家の少なくとも 1 人以上がイランに滞在するようにし、プロジェクト活動に継続的なモニタリング・実施監理を行う。

⑥ ベースラインの把握、指標設定

本プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリング、評価するための指標を設定し、プロジェクト開始時点のベースライン値を把握する。また、具体的な指標入手手段についても明らかにし、モニタリングに向けた体制を整える。

(11) 国際・地域会議等における成果発信³

本プロジェクトは、仙台防災枠組の各グローバルターゲットの達成及び各優先行動の推進に貢献するものと位置付けられることから、我が国が実施するプロジェクトの成果を発信できる機会において、より効果的に発信できるように、受注者は発注者、C/P と相談する。また、仙台防災枠組のフォローアッププロセスの一環として、防災グローバルプラットフォーム及び地域防災プラットフォームと呼ばれる国際会議を通じたモニタリングが 1 年毎交互に開催されることから、これら機会をマイルストーンのひとつとして設定し、プロジェクトの進捗管理及び成果発信を行っていく。

本プロジェクト実施期間中には、2022 年 5 月末に防災グローバルプラットフォーム、2022 年末にアジア地域防災プラットフォームがそれぞれ開催される予定であることから、これらを含む国際会議を活用してイラン側 C/P 及び発注者が本プロジェクトの意義、活動内容、成果を広く周知できるよう、時間に余裕をもって双方と相談する。

³ 本項目で述べる内容以外で、プロジェクト成果の共有や広報の観点から、第三国への出張が本プロジェクトの実施において有用と考える場合には、これを積極的に検討し、プロポーザルの中で提案すること（必要と認められる場合、JICA からイラン側に提案する）。提案に際しては、出張期間 1 週間、C/P（2 人までを想定）及びコンサルタント 1 名の同行に必要な旅費を別見積とする。

(12) プロジェクト活動の記録

発注者は独立行政法人としての中期目標において、防災分野で育成した人材の数を指標としていることから、本プロジェクトで実施する研修、ワークショップ等の参加者、及び技術移転を受けた直接及び間接受益者数を進捗報告に係る報告書に記録し、発注者に報告する。

また、ジェンダー及び要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等）の本プロジェクトへの参画及び裨益状況についても特記事項として併せて記録し、後段の広報を計画する際においても積極的に焦点を当てる。

(13) 広報

本プロジェクトの実施にあたっては、本プロジェクトの意義、活動内容、成果について、イラン国と日本国内の各層に広く発信すること。このため、以下の項目を最低限含めつつ、仙台防災枠組の内容、構成を踏まえた効果的な広報計画を策定する⁴。同計画においては上述の国際会議等のイベント日程を考慮する。また、本プロジェクトはSDGsにおけるターゲットへの貢献も含まれるため、これに対する広報計画にも留意する。

① 現地マスメディアへの発信

本プロジェクトの開始・終了時ならびに節目となる活動を実施する時は、事業の内容や成果をイラン国内に広く認識してもらうため、JICA イラン事務所と協力し、現地マスメディア等へのプレスリリースの配信、記者会見、プレスツアーの開催や記者向け説明などを行う。また、その際は、C/P 機関の広報部門と協力することとし、C/P 機関に対して、現地マスメディアへの発信を行うよう働きかけを行う。

② 現地関係機関や他援助機関・NGO 等への発信

本プロジェクトでは、C/P 以外に様々な関係者を広く巻き込むことで防災の主流化が図られ、関係機関の能力向上にも貢献することから、重要な現地関係機関、他援助機関・NGO 等が、本プロジェクトに関心を持ち、積極的な参加・協力が得られるよう、最も適切な媒体・方法を検討の上、情報発信を行う。特に、本プロジェクトが取り組む事業や作成されるガイドライン等は、先方政府の承認を得たのち、他の地方自治体や他援助機関に採用され、広く普及されることが期待されるため、その実現のための広報を行う。

③ JICA ウェブサイトを通じた情報発信

プロジェクト開始時をめぐり、JICA 技術協力プロジェクトホームページ内（ODA 見える化サイト）に本プロジェクトのウェブサイトを開設する予定である。プロジェクト成果の発信を目的に 1 か月に 1 回以上発注者へ進捗を報告する。また、ODA 見える化サイトに視覚上成果を把握しやすい写真を掲載できるよう、候補となる写真を発注者に対して適時提供する。

④ 写真、映像（動画）

各種広報媒体や視聴覚資料の作成で使用できるよう、活動に関連する写真・映像（動画）を撮影し、提出する。撮影に当たっては、本プロジェクトの成果を分かりやすく伝えられるよう、事業実施前と実施後が比較できるものや日本側とイラン側双方がコ

⁴ プロポーザルで提案すること。

コミュニケーションしているものとなるよう努める。なお、撮影した写真や映像の著作権は、JICA に帰属する。

(14) 他援助機関・国際機関との情報共有・連携

イランでは、国連人道問題調整事務所 (UNOCHA) を中心に、関係機関が連携して、「人道的支援ユニット」を運営し、イラン政府へ緊急対応と災害予防に係る進言を行うとともに、トレーニングやワークショップを実施している。その他、国際連合教育科学文化機関 (UNESCO)、国際連合人間移住計画 (UNHABITAT) 等も防災分野の活動を実施している。

直接的な関与は限定的であるが、必要に応じて本プロジェクトの進捗状況に関する情報共有を行い、上位目標の達成に向けた連携の可能性 (本プロジェクトの成果品を他機関にも認知させ、活用を促すセミナー等を共催する、など) も検討する。

また、発注者は、国連防災機関 (UNDRR) と業務協力協定を締結しており、UNDRR が行う仙台防災枠組の推進、フォローアップ、レビューへの支援を行うことが規定されている。上記 (1) のとおり、本プロジェクトは仙台防災枠組に貢献することから、本プロジェクトにおけるイベント等の際には、UNDRR の本部 (在ジュネーブ) 又はアジア太平洋地域事務所 (在バンコク) に時間に余裕をもって案内し、参加を働きかける等、連携について配慮する。併せて、C/P がイラン国内において UNDRR を招聘するイベントを開催する場合は、上記協定に基づき、JICA が本プロジェクトの成果を発信できるよう、発注者に情報提供相談する。

なお現在、UNDRR 主導の Making Cities Resilient Campaign 2030 (MCR2030) が展開されており、イランの各都市に対するウェビナーの機会等を捉え、これら都市の強靱化に向けて活用できる枠組みの紹介を実施する。

(15) COVID-19 の影響を踏まえた遠隔的な業務実施及び活動計画

業務開始に当たって COVID-19 の影響により、R/D の Attachment3 Plan of Operation の通りの活動が行えないことが想定され、また現地入りが可能となるタイミングが予測できないため、業務開始当初は、既存データの収集・分析を中心として、C/P とは遠隔でコミュニケーションを取りながら、国内・現地のどちらでも作業ができるよう柔軟に対応することを可とする⁵。

第7条 業務の内容

業務の内容は以下を想定している⁶。

なお、業務開始時にC/Pの能力向上の度合いやプロジェクトの進捗状況を確認しつつ、発注者と協議の上、必要に応じて業務方法及び作業工程を見直すことも可とする。

(1) 全体に係る活動

① 業務計画書の作成・協議

受注者は、共通仕様書に基づき、業務計画書 (和文) を作成し、契約日の 10 営業

⁵ 遠隔的な業務の実施方法及び活動計画をプロポーザルにて提案すること。(現時点の渡航可能開始時期は2022年4月を想定しているが、今後の状況に応じて渡航開始時期が前後する可能性もある)

⁶ 受注者は国内、現地での作業について、効果的かつ効率的な作業工程及び方法をプロポーザルで提案すること。

日以内に JICA に対して提出し、承諾を得る。

② ワークプランの作成・協議

本プロジェクトにかかる経緯・成果及び詳細計画策定結果、並びに、業務計画書等を踏まえて、プロジェクト実施の基本方針、方法、業務工程計画を作成し、ワークプラン（案）として取りまとめ、業務開始 1 か月以内に発注者に説明・協議し、必要に応じて修正する。その後、イラン側関係者へ説明を行った後、ベースライン調査（下記③）の結果を踏まえて修正したワークプラン（案）及び PDM（案）を、第 1 回 JCC にてイラン側と協議の上、合意する。

③ 事業効果測定のためのベースライン調査・エンドライン調査の実施

事業効果を測定することを目的に、PDM の指標に係るデータを収集するための簡易なベースライン及びエンドライン調査を実施する。ベースライン調査はプロジェクト開始後 3 か月以内、エンドライン調査はプロジェクト終了 3 か月前を目途に実施し、取り纏めた調査結果は提出する報告書等に記載する。また、ベースライン調査に置いては、活動 1-1、1-2、2-1 に加え、活動 1-8 の対象となり得るテヘラン市下のパイロット区及びテヘラン市以外の市の検討を行い、その検討結果を第 1 回 JCC で報告する⁷。

④ JCC 開催支援と進捗説明

議長である TDMMO 長官が JCC を開催、メンバーを招集予定であることから、受注者は必要に応じて、R/D に定められた JCC 参加者の予定を確認し、日程調整に係る支援を行う。第 1 回 JCC については、プロジェクト開始 3 か月以内を目途に実施し、そこでプロジェクト期間中の大まかな JCC の開催時期について確認を行い、以降 JCC にて次回分の実施時期を合意する。また JCC においては、Monitoring Sheet を活用し、C/P と手分けしてプロジェクトの進捗及び活動計画を説明、合意を得る。

⑤ 本邦研修の実施

本プロジェクト期間中、地方防災計画策定に関する国別研修（10 名程度×2 週間程度を計 2 回）を実施予定している⁸。研修参加者には、帰国後の職場報告会等の講師として、イラン国内での普及活動の一端を担ってもらう等、研修員の研修中の集中力を高めたり、帰国後の成果発現を高めたりするような工夫が求められる。

受注者は、実施にあたって「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」（2017 年 6 月）に記載される「実施業務」を担当する⁹。実施にあたっては研修の趣旨を十分理解し、内容及び実施方法について JICA イラン事務所及びイラン政府関係者と事前に余裕をもって協議・調整すること。また、女性の研修員受け入れは、男性の研修員に比べて許可に時間を要したり、条件を付けられていたりする可能性があるため、早めに調整を行うよう留意する。JICA 事務所および実施機関と協議・調整の上、これら研修事業への参加者の人選、アプリケーションフォーム取り付けなど、必要に応じて研修員派遣に関する支援・調整を行う。

なお、プロジェクトの円滑な推進と全国展開を見据え、TDMMO 職員のみならず、NDMO、MRMO から適切な人員が選定されるよう、事前に余裕をもって調整を始

⁷ これ以外に収集すべきデータがある場合は、その内容と理由を含めてプロポーザルにて提案すること。

⁸ COVID-19 の状況を踏まえつつ、研修実施時期、内容等についてプロポーザルにて提案すること。

⁹ 実施に係る経費を本見積りに含める。

めることに留意する。

(1) 成果1に関する活動

- ① テヘラン市防災計画、洪水分野防災計画がレビューされ、実施済みの防災対策を評価する。(活動 1-1)

2003年に策定されたテヘラン市地震防災MPや、テヘラン市の洪水対策に係る計画等を収集し、仙台防災枠組に基づく災害リスク軽減が行われるような計画(災害リスク軽減のための投資計画の有無や、実行可能性等)となっているかどうか、レビューを行う¹⁰。既存の地震防災MPのうち、実施されていない項目(特に重要インフラ耐震化)については、改定後のテヘラン市防災計画に沿った事業の実現可能性を高めるために、現状何がボトルネックとなっているのか、その解決策についても整理を行う。加えて、事前投資を実現している事例があれば、その理由についても確認する。洪水においては、エネルギー省、テヘラン市、テヘラン市議会の3者によって交わされた洪水・都市河川・排水管理に係る協力合意(MOU)及びそれに基づいた洪水対策の計画調査(Road Map for Flood Disaster Management)を参照する。

- ② テヘラン市防災計画改定のための関連データ、情報を収集し、分析する。(活動 1-2)

テヘラン市防災計画改定のための関連データ、情報の収集及び分析を行う。必要な関連データ、情報は、発注者が過去に実施したプロジェクトの成果により、収集・分析されており、段階的にTDMMO側でデータのアップデートがされていることから、適宜活用する。

また、洪水に関しても、ローカルコンサルタントのMahab Qods社と国際的なコンサルタント会社であるPoyry社のJVが“The Tehran Surface Water Master Plan, 2012”において、テヘラン市の河川や排水路を対象に洪水・排水対策の計画調査を行っており、水門関係データ、洪水・排水対策計画案が活用または参照可能である。加えて、“Road Map for Flood Disaster Management”に沿って一部の洪水対策に関するプロジェクトが始まっており、これら成果も最大限活用する。

なお、他の組織から入手する必要がある情報・データについては、関係機関にも説明をして理解を得る必要がある。他組織からの情報・データの提供が不十分で、発注者からも働きかけを強める必要がある場合は、JICA地球環境部・在外事務所に相談する。情報・データの項目や精度が不足する場合等は、必要に応じて本プロジェクトの目指す成果レベルや活動の実施方法について先方と協議し、柔軟に調整する。

- ③ テヘラン市防災計画改定のために、地震及び洪水リスクに係る評価手法を確立し、適用する。(活動 1-3)

地震リスク評価については、2000年に発注者の協力で実施しており、その結果が現在も活用されているものの、実施から20年以上が経過しており、都市構造が大きく変化していることから、再評価を行う。また、全国展開を見据えた改善が求められることから、テヘラン市下の区や他の都市でも対応しうる手法を検討する。加えて、2007年以降市域が変更されており、2000年の地震リスク評価時には含まれていなかった地域がある。本プロジェクトでは、シナリオ地震の変更は現時点では考慮していないが、地盤分類がこれら市域の拡大箇所は実施されていないことから、簡略な方法でこの地域の地盤モデル、地震動解析を実施する必要がある。イラン側では、近年断

¹⁰ プロポーザルにおいてどのような視点でレビューを実施するか具体的に提案すること。

層マップの改定や断層に関する調査が行われているため、シナリオ地震を改定するかどうかのレビューを実施した上で、設定の必要性を検討する。

洪水のリスク評価については、ハザードマップ作成や河川の流下能力検討等一部の試みは行われているものの、評価手法は確立されていないため、現在あるデータを最大限活用した、全国展開に耐えうる手法を検討する。

- ④ テヘラン市における国による防災対策(構造物対策主体)を把握し、残余リスクを明確にする。(活動 1-4)

活動 1-1、1-2、1-3 の結果を踏まえて、テヘラン市における国(上位機関)の防災対策を把握し、テヘラン市が考慮すべき残余リスクを明確化する。

- ⑤ テヘラン市防災計画(災害リスク軽減策、優先施策の設定、予算措置の確保推進を含む)を改定する。(活動 1-5)

活動 1-4 で残余リスクを把握し、テヘラン市が取るべき対策を検討の上、既存の地震防災 MP を、洪水防災も考慮の上、改定する。改定された対策の中から、費用対効果を考慮しつつ、災害リスク軽減の施策の優先順位をつけ、防災計画に盛り込む。なお、上記の通り、優先施策については、行政部門が優先的に取り組むべき事前防災投資(重要インフラの耐震化等)から着手されるよう、TDMMO 及び必要に応じて関係機関との協議を行った上で、設定する。また、特定された対策が着実に実施されるよう、同計画の中には、活動 1-1 で整理された事業化の進まないボトルネックを踏まえて、どのように予算を確保するかの予算措置についても記載する。

また、TDMMO が同計画に沿って対策を実行できるよう、1-1 から 1-4 で明確化されたテヘラン市のリスク評価結果及び対策の実施状況についても整理し、予算獲得のために関係機関に対して説明する際に TDMMO が使用する根拠資料の作成を支援する。

- ⑥ 防災施策の進捗評価手法を開発する。(活動 1-6)

TDMMO において、活動 1-5 で特定した対策の進捗状況をモニタリングするための体制を構築するための支援を行う。進捗状況を把握・共有しやすく、何がボトルネックとなってその対策が進まないのか等を理解しやすい手法(対策の相関図化等)を検討する。

- ⑦ テヘラン市防災計画を定期的に改定し、施策を見直す予定年次を計画するための手法を開発する。(活動 1-7)

テヘラン市防災計画を TDMMO によって今後定期的に改訂していくため、活動 1-6 で明確になった進捗評価手法を通じて施策を見直す計画と手法を整理する。

- ⑧ テヘラン市でのリスク評価手法及び市防災計画を活用し、テヘラン市下の区及び他の地方行政機関のための市防災計画策定ガイドラインを作成する。(活動 1-8)

活動 1-1 から 1-7 で作成したリスク評価手法及び市防災計画を活用し、テヘラン市下の区や他の地方自治体で水平展開できるよう、市防災計画策定ガイドラインを策定する。但し、テヘラン市は他都市と比較して特殊であり、国が実施するような施策も担当しているため、他都市に適用できるようなテヘラン市区レベルの地方防災計画策定のガイドラインとなるよう留意する。

その後、TDMMO はパイロット区における区レベルの地方防災計画の策定を実施することとなる。「第 6 条 (8)」に記載の通り、受注者は、本プロジェクトの最初

の段階で TDMMO によるパイロット区の選定を支援し、また、TDMMO による区の計画策定の指導を支援する。なお、テヘラン市の地震防災 MP（2004 年～2015 年）に基づく優先事業の一環として、テヘラン市下の区により各種の防災事業が現に実施されている。テヘラン市下の区において地方防災計画が策定される際には、その区で実施される防災事業が整理される予定である。活動 1-1 のレビューを通じて区レベルの防災事業の現状を特定し、その結果が区レベルでの地方防災計画の作成に反映されるよう留意する。

当該ガイドラインで対象となる災害種は地震を想定する。地震分野の対策としては、重要構造物の耐震化の優先順位付けや、土地利用規制、緊急輸送道路指定等が挙げられ、これらの計画策定のガイドラインはある程度他地域への一般化が可能であると考えられる。一方、洪水については、前述の通り、テヘラン市における洪水はフラッシュフラッド及び内水氾濫が主であり、同市のリスク評価手法及び市防災計画を参考として作成された地方防災計画ガイドラインの全国展開（特に外水氾濫が主となる自治体）には限度があると考えられる。ついては、フラッシュフラッドを主とする自治体における洪水対策の計画のガイドラインを示すにとどまることが想定される。

⑨ 作成した市防災計画ガイドラインの普及のため、全国を対象にワークショップを開催する。（活動 1-9）

活動 1-8 で作成したガイドライン普及のため、テヘラン市下の区及びテヘラン市以外の都市（メガシティ）を対象としたワークショップを開催する。

メガシティに対する展開及び地方防災計画策定に際しては、MRMO がその調整役を果たすことが合意されている。地方都市の職員を招集する為の予算等、MRMO やメガシティの市防災局（DMMO）と調整した上で、予算措置を確認し、確実に参加ができるよう留意する。参加地方都市は、別途実施している国別研修「地方自治体における防災能力向上」（2017-2019）に参加した研修員のネットワーク等を最大限に活用する。なお、実際の全国展開に際しては、全ての自治体の防災指示系統の上位に位置する NDMO の関与も肝要であるため、NDMO 及び MRMO の役割を明確にした上で、全国展開の道筋を立てる必要がある。

（2）成果 2 に関する活動

① 既存地震情報システムの現状と計画をレビューし、テヘランに適用できるよう変更を図る。（活動 2-1）

テヘラン市における既存の地震情報システムの現状と計画のレビュー（稼働状況、運用および維持管理体制、実績、今後の拡張計画等）を行う。それぞれの地震情報システムの原理を理解し、入力部・処理部・出力部の特性を分析し、地震防災活動における時系列とニーズに応じた適切な情報の提供が可能になっているかという観点から評価する。

TDMMO では過去の発注者の協力で開発した複数の地震情報システムが稼働中である。また、テヘラン大学の Institute of Geophysics に所属するイラン地震学センター（地震情報を収集し、国や国民にレポートする責任を持つ。同センターが管轄する地震観測局（Seismic Station）は 2017 年時点で計 125 局あり、20 のサブシステムから成り立っている。）、イラン国際地震工学研究所（地震学、地震工学、地震ハザードに関するあらゆる面での調査、技術、教育を担う機関）からも情報を入手する。また、地震情報システムについては、今後ガス会社や地下鉄運営会社等のパイロットユーザーにも配信することが検討されているため、詳細計画策定調査時にヒアリングを行ったガス会社（TPGC）からも、既存のシステム及びニーズに関する

情報を得る。

② 情報使用者の範囲、伝達情報の内容、伝達方法を検討する。(活動 2-2)

地震情報共有体制の設計のため、通信可能な相手先機関名、通信方法、通信可能情報量、必要機材、運用機関、初期コスト・運用コスト等を含めて、利用可能な情報通信手段を整理する。

活動 2-1 で収集した現状とニーズを踏まえて、地震情報の利活用の目的を分類し、目的に応じて情報の迅速性（地震発生から数秒～数分～数時間）と確実性（観測値・解析値・推定値の別）を設定する。想定利活用者を分類し、利活用者に応じて情報の詳細性・正確性・分かりやすさを設定する。

また、観測網はイラン国内に広く展開しているため、これらを活用しつつ、将来的には全国規模の、或いはそれに展開できる拡張性を持つシステムに改変することが望ましい。本業務では、将来全国規模の地震情報システムとして発展させるための端緒を構築することを意識する必要がある。

③ 有効性を高めるため既存地震情報の体制を評価し統合する。(活動 2-3)

活動 2-1、2-2 を踏まえて、地震情報システム改善計画を作成する。改善計画では、災害リスク削減に効果的な情報を、適切なタイミングで適切な受け手に提供することができるかどうかという観点を重視し、それぞれのシステムが連携して全体として機能することが可能となるように配慮する。

④ 地震情報体制が構築され目的の情報使用者への提供を可能とする。(活動 2-4)。

活動 2-1、2-2、2-3 を踏まえて、既存地震情報システムの機材を最大限利用することの想定の下、情報配信共有サーバーの構築と試験運用を支援する。

⑤ 住民啓発パンフレットを作成し、啓発活動を実施する。(活動 2-5)

既存地震情報システムから提供可能な地震情報の意味と対処方法について、一般市民用、ガス会社等のインフラ機関用、防災関係機関用の3種類のパンフレットを作成¹¹し、啓発活動を行う。啓発活動に際しては、TDMMO が市内に設置している電光掲示板なども活用する。一般市民に対しては、コミュニティでの関係者のネットワークを活用して防災教育を実施するほか、TDMMO が計画している教育施設・防災ミュージアムでの展示方法や必要なコンテンツ等に対する助言を行う。情報発信手段については、TV、ラジオ、SMS や SNS 等の活用も考慮する。

⑥ 一連のセミナー及びワークショップを実施する。(活動 2-6)

インフラ機関、防災機関、一般市民を対象とした複数のセミナーおよびプロジェクト成果発表セミナーを開催する。また、C/P および TDMMO の技術アドバイザーを対象としてワークショップを適宜開催すること。イランでは地震情報に関して、一般市民の理解が十分進んでいない状況から、一般市民向けの防災啓発や広報を行う関係者である学識経験者、研究機関、各区の防災担当官、NGO などに対しても正しい知識の伝達を行う必要がある点留意する。

¹¹ CPによる経費負担の可能性について、業務の過程で協議する予定であり、現時点では見積りに計上する必要はない。

(3) 成果3に関する活動

- ① UNDRR のガイドラインに沿って、テヘラン市におけるモニタリングの範囲と方法を検討する。(活動 3-1)

UNDRR により設定されている仙台防災枠組のモニタリング手法

(<https://www.undrr.org/publication/technical-guidance-monitoring-and-reporting-progress-achieving-global-targets-sendai>) を踏襲したうえで、テヘラン市におけるモニタリングの仕組みを検討する。

- ② 仙台防災枠組の実施をモニタリングするために必要な情報を特定し、フォーマットとして整理する。(活動 3-2)

活動 3-1 の検討を踏まえて、他都市への適用可能性のあるモニタリングフォーマットを策定する。他都市に比べてテヘラン市はベースラインデータが比較的整っているが、他都市での展開も考慮し、他都市の現状とギャップも把握したうえで検討する。これらギャップの把握には、別途実施している国別研修「地方自治体における防災能力向上」(2017-2019)に参加した研修員のネットワーク等を最大限に活用する。また、モニタリング指標の中には、中央省庁ラインで収集される情報等、都市レベルでの情報では対応できない指標もあることが推察される。については、モニタリングに必要な情報をどの機関が所掌しているかを把握した上で、フォーマットに整理する必要がある。

- ③ 活動 1-1 の結果及び他の情報源を活用し仙台防災枠組に照らし合わせてテヘラン市の関連施策全ての進捗を活動 3-2 のフォーマットに要約する。(活動 3-3)

活動 3-2 で作成したモニタリングフォーマットに、テヘラン市の仙台防災枠組の進捗状況について集約する。

- ④ 以上で開発されたモニタリング手法を NDMO と共有する。また必要に応じて改定する。(活動 3-4)

仙台防災枠組の進捗モニタリングは国家防災機関として NDMO の役割であるが、「第 6 条 (2)」に記載のとおり、現状ではその能力が限定的である。については、本プロジェクトでは、テヘラン市をモデルとしてモニタリング手法を確立し、その結果を NDMO が活用して全国的に展開する内容を想定している。活動 3-2 で整理されたフォーマット及び活動 3-3 のテヘラン市のフォーマット事例を NDMO に共有しインプットを得ながら、必要に応じて改定作業を行い、NDMO のモニタリング能力の強化を図る。

- ⑤ 災害発生後の損失・損害情報に係るデータ収集及び評価の手法を開発する。(活動 3-5)

災害発生後の損失・損害情報に関するデータ収集方法の現状を評価、改善策を検討し、整理する。

第 8 条 報告書等

(1) 報告書

業務の各段階において、作成・提出する報告書等は以下のとおり。

成果品	時期等	言語・部数
-----	-----	-------

業務計画書 (共通仕様書の規程に基づく)	契約締結後 10 営業日以内	和文 3 部 電子データ (メールによる送付)
ワークプラン	契約締結後 2 か月以内	英文 3 部 電子データ (メールによる送付)
Monitoring Sheet	プロジェクト開始後 1 か月以内及びプロジェクト開始後 6 か月ごと	各 Monitoring Sheet につき英文 3 部 電子データ (メールによる送付)
プロジェクト進捗概要資料	Monitoring Sheet 提出と同じ	和文、英文 電子データ (メールによる送付)
業務完了報告書	プロジェクト終了時	和文 5 部 英文 10 部 CD-ROM 3 部

業務完了報告書については、製本することとし、報告書等の印刷、電子化 (CD-R) の使用については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。その他の報告書等は簡易製本及び電子媒体での提出とする。各報告書の記載項目 (案) は、発注者と受注者で協議、確認する。

(2) 各報告書の位置づけ

- ① 業務計画書
共通仕様書の規定に基づき、本プロジェクトに含まれる業務内容について記載する。
- ② ワークプラン
業務開始から 2 か月以内を目途に、C/P の現状・課題をある程度把握した上で、プロジェクトの活動内容を確定させ、ワークプランとして記載する。
- ③ Monitoring Sheet
定期的に PDM の達成状況のモニタリングを実施し、その結果を記載する。
- ④ プロジェクト進捗概要資料
プロジェクト全体の概要 (プロジェクトの背景と問題点→問題解決のためのアプローチ) 及びプロジェクト全体の進捗について、外部発信用として図表を取り入れ分かりやすいように A4 版 2 枚 (両面 1 枚) でまとめた資料 (パワーポイントを推奨) を日・英で作成する。また別途各成果の概要と進捗、今後の取り組みについても、各 A4 版 2 枚 (両面 1 枚) でまとめた日・英資料 (パワーポイントを推奨) も作成し、上記資料を併せてプロジェクト進捗概要資料として JICA へ提出する。各ページ右上に JICA のロゴを記載すること。
- ⑤ 業務完了報告書 (Project Completion Report)
プロジェクト終了時に、プロジェクト進捗概要資料の内容も踏まえつつ、活動報告、PDM の達成状況、具体的な技術移転内容と今後 C/P が実施していく事項等記載する。
- ⑥ 業務完了報告書別冊
業務完了報告書とは別に、受注者が作成し、発注者へのみ共有する。プロジェクト活動における先方政府の対応の問題点や今後の課題、直面した困難と解決策、

並びに今後のイランにおける防災分野の協力の方向性及び現場での活動への提言等を記載する。

(3) 技術協力作成資料等

業務を通じて作成された以下の資料を入手の上、Monitoring sheet 又は業務完了報告書に添付して提出することとする。

- ① テヘラン市におけるリスク評価結果（活動 1-1、1-2、1-3、1-4）
- ② テヘラン市の地方防災計画（活動 1-5）
- ③ 地方防災計画策定に係るガイドライン（活動 1-8）
- ④ 地震情報にかかる住民啓発パンフレット（活動 2-5）
- ⑤ 仙台防災枠組の実施状況モニタリングフォーマット（活動 3-2）
- ⑥ 研修プログラム、モジュール及び教材
- ⑦ 研修実施計画
- ⑧ 国際会議等における成果発信資料

(4) コンサルタント業務従事月報

受注者は共通仕様書第7条に基づき、国内外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含むコンサルタント業務従事月報を発注者に提出する。なお、先方政府と文書にして合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告するものとする。

- ① 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- ② 活動に関する写真（ある場合）
- ③ 業務フローチャート

(5) その他提出物

- ① 防災情報
発注者が定める様式によりイランの防災に係る基礎情報をとりまとめ、情報更新の上、プロジェクト開始後1年ごとに提出する。
- ② 議事録等
先方政府との間で、プロジェクトの進捗や計画の変更等に係る重要な議題に関する協議を実施した際は議事録を作成し、発注者に速やかに提出する（活動の中で日常的に行う協議ややり取りについては、概要を月報へ記載すること）。発注者が別途開催する本プロジェクトに関連する各種会議について、議題、出席者、議事概要等を、発注者が指定する様式により A4 版 4 枚以内に取りまとめ、会議開催後 3 営業日以内に発注者に提出する。
- ③ 先方政府への提出物
イラン政府に文書を提出する場合には、事前に発注者に内容の確認を依頼し、提出後はその写しを速やかに発注者に提出する。
- ④ その他
上記提出物のほか、発注者が必要と認め、書面により報告を求める場合には、速やかに提出する。

第4章 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2022年3月～2025年3月（36カ月）

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 58.50 人月（現地：46.50人月、国内12.00人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／総合防災（2号）
- ② 防災計画（地震）（2号）
- ③ 防災計画（洪水）
- ④ 地震動・地盤
- ⑤ リスク評価（地震）
- ⑥ リスク評価（洪水）
- ⑦ 地震・震度速報システム
- ⑧ 防災情報共有システム／防災意識啓発
- ⑨ 仙台防災枠組モニタリング／被害情報
- ⑩ 研修監理

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- ハザード・リスク評価情報収集
- 防災法制度・計画にかかる情報収集

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 「防災計画の立案・更新によるテヘラン市災害対応能力強化プロジェクト」詳細計画策定調査結果報告書（2018年1月）

2) 公開資料（JICA図書館にて公開）

- イラン国地震対策分野における情報収集・確認調査ファイナルレポート（2019年）
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000043508.html>
- イラン国 テヘラン地震災害軽減プロジェクト業務完了報告書（2016年）
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000025852.html>
- イラン国 地震後72時間緊急対応計画構築プロジェクト終了時評価報告書（2010年）
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000253041.html>
- イラン国 大テヘラン圏総合地震防災及び管理計画調査最終報告書（2004年）
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000165234.html>

- イラン国 大テヘラン圏地震マイクロゾーニング計画調査ファイナルレポート（2000年）
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000002308.html>
- 第3回国連防災世界会議概要（仙台防災枠組内容含む）
<http://www.bousai.go.jp/kokusai/kaigi03/index.html>

（5）対象国の便宜供与

2021年12月署名予定のR/Dに基づき、C/Pの配置、事務所スペースの提供等が確保される。その他一般的な情報提供が得られる予定。

（6）その他留意事項

1）安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意する。地域の治安状況については、JICAイラン事務所、在イラン日本国大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。またJICAイラン事務所と常時連絡が取れる体制を整え、特に地方にて活動を行う場合は、安全状況、移動手段等について同事務所と緊密に打合せを行うよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。現地業務に先だち業務従事者を外務省「たびレジ」に登録すること。

2）複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算の必要はない。

3）不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談すること。

以上